



オータン市へ 川越市民号を派遣します

川越市とオータン市（フランス・ブルゴーニュ州）は、平成14年10月に姉妹都市提携をしてから5年という、節目の年を迎えようとしています。

これを記念して、両市の市民交流をいっそう発展させるために、市民号を派遣します。オータン市では、提携5周年記念行事や市民交流会が予定されています。詳しくはお尋ねください。

期間…9月29日(土)～10月7日(日)（6泊9日） **対象**…市内在住 **定員**…30人程度 **経費**…350,000円程度（航空運賃・宿泊費・団体行動時の現地での交通費を含みます。オプションなどの個人的経費は含みません。また、2人1部屋です。1人部屋希望の場合は、追加料金がかかります） **申し込み**…往復ハガキ（1グループ1枚）に参加者全員の住所・氏名（ふりがな）・性別・年齢・電話番号を明記し、8月17日(金)（必着）までに〒350-8601川越市役所国際交流課
問い合わせ…国際交流課国際交流担当・TEL内線2142

住宅の基礎上げなどに融資します

市では、川越市浸水低地住宅改良資金融資制度を設けています。降雨などにより、浸水のおそれがある市内の住宅を改良する市内在住の方に、必要な資金を融資します。
対象工事…低地にある住宅の土盛りや基礎上げ工事
利率…年3・0パーセント
融資限度額…四百万円

川越市小口金融あつ旋規則等の廃止（素案）に関する意見公募

市では、責任共有制度導入に伴う、中小企業者向け融資制度の変更にあたり、「川越市小口金融あつ旋規則等の廃止（素案）」に対する意見を

融資期間…十五年以内
問い合わせ…防災危機管理課
防災担当・TEL内線2241

トマトを作っている方はご注意ください

最近、「トマト黄化葉巻病」というトマト特有の病気が発生しています。この病気は、タバココナジラミという小さな害虫がトマトにうつします。人には感染しませんが、トマトは発病すると実が付かなくなるので、大きな被害が心配されます。家庭菜園でも、コナジラミの防除を行うほ

募集します。
対象…①市内在住・在勤・在学 ②利害関係のある方
素案の閲覧・意見の募集期間…8月24日(金)（必着）まで
閲覧場所…商工振興課（本庁舎五階）・出張所・連絡所・公民館・図書館
意見の提出方法…住所・氏名、電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-8601川越市役所商工振興課に持参（郵送・ファクス可）
問い合わせ…商工振興課商業支援担当・TEL内線2722・FAX226-4102

ダイオキシンの濃度測定結果のお知らせ

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき設置者による測定結果を集計「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事

	排出ガス	ばいじん	燃え殻
基準適合施設数	15	10	13
基準超過施設数	0	2	0
未報告施設数	1	1	1
基準値	排出基準	処理基準	
	1～10 ng-TEQ/m ³ N	3 ng-TEQ/g	

排出基準…特定施設の排出ガスや排水に含まれるダイオキシン類の許容範囲のこと。施設の種類や規模ごとに定められている
処理基準…ばいじん・燃え殻を処分する場合は、この基準以内となるようにしなければならない。処理基準を超えた場合は、特別な処理が必要になる
ng…ナノグラム。10億分の1グラムのこと
TEQ…毒性等量。ダイオキシン類のそれぞれの異性体濃度を最も毒性の強いダイオキシンに換算して合計したもの

か、病気のトマトは根ごと抜いてビニール袋に入れ、密封して処分するなどの対策にご協力をお願いします。
詳しくは、川越農林振興センター普及部（TEL242-1804）にお尋ねください。
問い合わせ…農政課経営普及担当・TEL内線2716
業者は、排出ガスなどに含まれるダイオキシン類濃度を測定し、報告することが義務付けられています。市では平成十八年度分の事業者からの報告を集計しましたので、左表のとおりお知らせします。
報告のあった特定施設のうち、ばいじんの処理基準を超過した二施設に対しては、適正な処理を行うように指導しました。未報告は、使用を廃止した施設です。
測定結果の詳細については、市ホームページまたは環境保全課（本庁舎五階）の窓口でご覧になれます。
問い合わせ…環境保全課大気保全担当・TEL内線2622

国民健康保険高齢受給者証が変わります

受給者証が新しくなります

現在使用している高齢受給者証（サーモン色）は、7月31日(火)まで有効です。8月1日(水)からは、新しい受給者証（藤色）に変わります。この受給者証は、7月25日(水)に発送する予定です（老人保健該当者を除く）。届いた受給者証の記載内容に誤りがある場合は、国民健康保険課（本庁舎2階）へご連絡ください。高齢受給者証は、世帯主が国民健康保険（国保）に加入してなくても、世帯主あてに送付します。

現在使用している高齢受給者証は、8月以降、国民健康保険課・出張所・連絡所へ返却してください。

医療費の負担割合が変更されます

高齢受給者証で医療を受けている方で、同一世帯の老人保健受給者または70歳以上の国保加入者の方に、「現役並みの所得（市・県民税課税所得額が145万円以上）」がある場合は、医療機関での自己負担が原則3割（それ以外の方は1割負担）となります。ただし、申請により1割または自己負担限度額の減額が適用されると思われる方については申請書を送付してありますので、手続きをしてください（申請日の翌月から適用されます）。

負担割合変更の判定基準は、下表をご覧ください。また、自己負担割合が1割の方は、来年4月から2割に変更になります。

問い合わせ…国民健康保険課国保資格担当・TEL内線3825

老人保健の定期判定について

老人保健（75歳以上の方・昭和7年9月30日以前生まれの方・65歳以上で一定の障害がある方）は、毎年8月に定期判定を行います。同一世帯の老人保健受給者または70歳以上の方に、「現役並みの所得（市・県民税課税所得額が145万円以上）」がある場合は、医療機関での自己負担が原則3割（それ以外の方は1割負担）となります。ただし、申請により1割または自己負担限度額の減額が適用されると思われる方（下表参照）については申請書を送付してありますので、手続きをしてください（申請日の翌月から適用されます）。

また、現在使用している受給者証の負担割合などが変更になる方には、7月中に新しい受給者証をお送りします。

●判定基準

課税所得額	老人保健受給者および70歳以上の世帯員数	収入額	医療費の負担割合
145万円以上 213万円未満	1人	383万円未満	申請により1割
		383万円以上	3割（自己負担限度額「一般」適用）
	2人以上	合計520万円未満	申請により1割
		合計520万円以上	3割（自己負担限度額「一般」適用）
213万円以上	1人	383万円未満	申請により1割
		383万円以上 484万円未満	申請により3割（自己負担限度額「一般」適用）
		484万円以上	3割
	2人以上	合計520万円未満	申請により1割
		合計520万円以上 620万円未満	申請により3割（自己負担限度額「一般」適用）
		合計621万円以上	3割

●自己負担限度額（1か月に支払う医療費の限度額）

現役並み所得者…外来のみ＝44,400円▶入院があった場合＝80,100円＋（総医療費－267,000円）×0.01

一般…外来のみ＝12,000円▶入院があった場合＝44,400円

問い合わせ…医療助成課老人医療担当・TEL内線3834

アスベストの除去・補修には届け出が必要です

建築物・工作物の解体や改修工事の際には、吹き付け石綿（アスベスト）などの調査をお願いします。その結果、石綿の使用が判明し、除去や封じ込めなどの作業をする場

合には、その規模に関係なく、すべての場合において届け出ることが、大気汚染防止法により義務付けられています。該当する工事を行う場合には、届け出をお願いします。なお、吹き付け石綿などの除去などには、専門的な技術が必要です。専門業者にご相談

談ください。詳しくは、市のホームページをご覧ください。対象の建築材料：①吹き付け石綿（石綿を含有する吹き付け材を含む）②石綿を含有する断熱材・保温材および耐火被覆材

対象となる作業：対象の建築材料が使用されている建築物、または工作物におけるすべての解体作業や改造・補修作業
届け出者の義務：作業内容の揭示や石綿飛散防止対策の実施
届け出期間：工事を行う十四

日前まで
*石綿スレートなどの非飛散性石綿含有建材の除去などを行う場合には、届け出の必要はありませんが、石綿飛散防止対策を実施するようお願いいたします。
問い合わせ：環境保全課大気保全担当・TEL内線2623